

標 題：

規則「船級登録及び設備登録に関する  
業務提供の条件」の改正

# NKテクニカル インフォメーション

No. : 339

Date: 25 November, 1999

関係各位

本会の提供する業務には、コンピュータのハードウェア、ソフトウェア、マイクロチップ、内蔵のデータ、その他の電子情報機器等の日時情報の変更に関する検査試験は含まれておらず、また技術規則でも捕捉されていません。従いまして、この件に関する本会の提供する業務の責任に関し、規則上より明確にする為、今回標記規則を別紙のとおり改正を行いましたのでお知らせいたします。

別紙：「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」一部改正

尚、本件に関するお問い合わせ先は次の通りです。

(財) 日本海事協会 開発部 (担当：鎌田)

Tel : 03 5226-2025 Fax : 03 5226-2024

e-mail : kamata@classnk.or.jp

## ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてばと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。  
疑問についてはいつでもご相談下さい。

「船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件」の一部を次のように改める。

### 3 章 責任

3. 1 を次のように改める。 [(2) を追加]

(1) 本会又は本会の役員、職員、代理人もしくは下請負人は、業務、情報又は助言の提供の際の作為、不作為又は過失に起因して何人かが蒙った損失、損害又は費用について、いかなる責任も負わない。本会又は本会役員、職員、代理人もしくは下請負人は、提供した情報又は助言に少しの過誤もないことを保証するものではない。

(2) 本項は、コンピュータの日時情報の変更に関し、本会の業務提供の責任に関する疑義を明確にする目的で定めたものである。本会の提供する業務には、コンピュータのハードウェア、ソフトウェア、マイクロチップ、内蔵のデータ、その他電子情報機器又はシステムが、それらの作動又は機能を失うことなく日時情報の変更を処理する能力を有するか否かを確認する為の、いかなる検査・試験も含まない。本会は、船級登録、設備登録、証書並びに証明書等の発行及びそれらの維持、船舶、機関、材料、機器等の検査に関して本会が提供する業務において、コンピュータのハードウェア、ソフトウェア、マイクロチップ、内蔵のデータ、その他電子情報機器又はシステムが、それらの作動又は機能を失うことなく日時情報の変更を処理する能力を有していることを保証をするものではない。又、本会は、日時情報の変更処理に起因する上記の機器、装置、ソフトウェア、システム等の作動又は機能の喪失によって発生したいかなる損失、損害、費用についても責任を負わない。

#### 附則

1. この規則は、1999 年 12 月 1 日から施行する。